

議会運営委員会

日 時 平成30年11月19日（月） 午前10時～
場 所 第3委員会室

1 平成30年亀岡市議会定例会12月議会について

- (1) 議案送付 11月19日（月）
- (2) 再 開 11月26日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概要……………別添

3 12月議会日程（案）について【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限……………11月26日（月）正午
○一般質問順序 ①公明党 ②新清流会 ③緑風会 ④共産党
- (2) 請願書提出期限……………11月26日（月）午後5時
- (3) 質疑通告期限……………12月 4日（火）本会議終了時
- (4) 意見書等提出期限……………12月12日（水）午前10時
- (5) 討論通告期限……………12月13日（木）午後4時
○市民憲章唱和……………12月 4日（火）午前9時50分～
※唱和代表 西口議員

4 議事日程（11月26日）について

- 諸報告（地方自治法第180条、決議の対応等報告、監査、理事者出席要求）
- 第1 会議録署名議員指名（小島議員、木曾議員）
- 第2 第1号議案から第18号議案（提案理由説明）

5 一般質問について

- (1) 通告書
○事務局へメール送信
- (2) 質問時間 答弁を含め1人45分
- (3) 会派内質問順序 ※11月28日（水）までに事務局へ

6 陳情・要望について

- (1)平成31年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い
【別紙No.2】
- (2)地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書について
【別紙No.3】

7 議員提案議案について

- (1)議会基本条例の一部改正（議会運営委員会・基本条例検証）【別紙No.4】
- (2)政務活動費の交付に関する条例【別紙No.5】
- (3)子どもの権利条例（環境厚生常任委員会）

8 特別委員会について

- 活動の報告
 - ・公共交通対策特別委員会
 - ・桂川・支川対策特別委員会
 - ・京都スタジアム（仮称）検討特別委員会

9 その他

- 写真撮影許可申請（市政記者クラブ、秘書広報課）
- 会議録検索システムのスマートデバイス対応
- 本日（11月19日）の会議予定
 - 午後～ 会派会議
 - 午後3時 全員協議会（財政状況報告）
 - 終了後～ 広報広聴会議、広報部会
- 今週の委員会予定
 - ・総務文教常任委員会（月例）
11月21日（水）午前10時
 - ・京都スタジアム（仮称）検討特別委員会（現地視察）
11月22日（木）午後1時30分（正面玄関出発）
- 次回の議会運営委員会
 - ・議会運営委員会（基本条例検証）11月29日（木）午前10時
 - ・議会運営委員会（12月議会）12月4日（火）本会議 一般質問終了後
※上記に係る事前調整（正副議長、正副委員長）12月3日（月）午後2時

平成30年亀岡市議会定例会 12月議会日程（案）

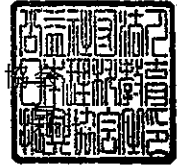
議会期間：19日間

日	曜日	日 程	備 考
11/16	金	10:00 ～ 市長・議長議案調整 11:00 ～ 議運事前調整 13:30 ～ 公共交通対策特別委員会	議案の概要
17	土		
18	日		
19	月	<議案送付 概要説明> 10:00 ～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 午後 会派会議 15:00 ～ 全員協議会 終了後～ 広報広聴会議、広報部会	議案の概要 議案
20	火		
21	水	10:00 ～ 総務文教常任委員会（月例）	
22	木	13:30 ～ 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会（現地視察）	
23	金	（勤労感謝の日）	
24	土		
25	日		
26	月	10:00 ～ 【再開、諸報告、会議録署名議員、提案理由】 <12:00 一般質問通告期限> <17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査、出席 要求、提案理由
27	火		
28	水	13:30 ～ 環境厚生常任委員会（月例）	
29	木	10:00 ～ 議会運営委員会（基本条例検証）	※議員団研修15:00～
30	金	13:30 ～ 環境厚生常任委員会（月例）	
12/1	土		
2	日		
3	月	13:00 ～ 市長・議長議案調整 14:00 ～ 議運事前調整	議案の概要（追加）
4	火	10:00 ～ 【一般質問】 <本会議終了時 質疑通告期限> 本会議終了後 議会運営委員会・幹事会	議事日程 議案の概要（追加）、 議案、付託表、請願文 書表
5	水	10:00 ～ 【一般質問】	議事日程
6	木	10:00 ～ 【一般質問、提案理由、質疑、付託】	議事日程、提案理由
7	金	10:00 ～ 総務文教常任委員会（予定）	
8	土		
9	日		
10	月	10:00 ～ 環境厚生常任委員会（予定）	
11	火	10:00 ～ 産業建設常任委員会（予定）	
12	水	（委員会予備日） <10:00 意見書案提出期限>	
13	木	11:00 ～ 市長・議長議案調整（人事議案） 13:00 ～ 議運事前調整 14:00 ～ 幹事会、議会運営委員会 会派会議 <16:00 討論通告期限>	人事議案、意見書案
14	金	10:00 ～ 各常任委員会（委員長報告の確認） 議運事前調整 議会運営委員会（幹事会）、会派会議 午後 【委員長報告～採決、人事議案、休会】	議事日程、意見書案、 審査報告

【 】内は本会議

都道府県議会議員 殿
市区町村議会議員 殿

公益社団法人 日本理科教育振興協会
会長 大久保



平成31年度 理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてお願い

昨年3月に小学校・中学校、本年3月に高等学校の次期学習指導要領が告知されました。小中高等学校いずれも理科教育においては、益々、観察・実験が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、【環境整備に十分配慮すること】という一文が加えられました。

また、最近発表された平成30年度全国学力・学習状況調査における理科の結果では、実験から得られる結果を見通し、実験結果を基に分析し考察して、その内容を記述することに課題があることがわかりました。このことから、普段の理科授業において、理科室で十分な観察・実験を体験していなければ、正しい回答に結び付く思考が困難であり、より一層、観察・実験の重要性が高まっていると考えられます。そのためには、理科室の教育環境整備が急務となります。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、観察・実験器具の不足や、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など現場の教師に係る負担など、障害も多くあります。学校現場で最も困っていることが、6年連続で、小中高ともに観察・実験機器の不足が挙げられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助を受ける自治体が総事業費の半分を負担する事業となっています。故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も懸念されます。

理振協会の調査では、全国の市町村においては、半数以上の自治体で国庫補助を生かした理科教育設備整備が実施されていない状況です。貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかがでしょうか。日々の理科授業において、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができているでしょうか。

(別紙、「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください。)

当協会では、新しい理科教育の実現のため「理科室へ行こう!理科室で観察・実験をしよう!!」奨励活動を推進しております。

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校理科教育環境整備向上のため、

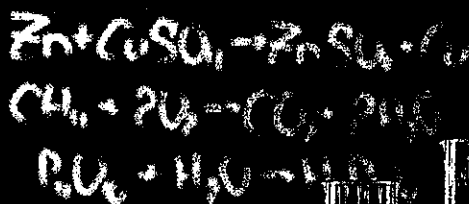
次年度の**理科教育設備整備費予算**の積極的な増額予算措置をお願い申し上げます。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル 4F
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japse.or.jp

「観察・実験」こそ 理科教育の基本です

理科の授業は理科室で！



次の学習指導要領は、より一層【観察・実験】が重視されます！
理科教育環境をさらに充実させてください。

小学校は2020年から 中学校は2021年から 高等学校は2022年から 実施されます。

新学習指導要領の狙いとするところ

- ✓ 子供達が未来を切り開くための資質・能力を一層確実に高める
- ✓ 知識の理解の質を高め確かな学力を育成
- ✓ 知識の理解を高め資質・能力を育む【主体的・対話的で深い学び】の実践
- ✓ わが国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

学習指導要領には

理科改訂の趣旨
具体的な改善事項の箇所に
「実験器具等の整備の充実」
と記載されています。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会

いま、小・中・高等学校の理科教育で一番困っていることは、観察・実験機器の不足です



理科観察・実験機器を充実させ、理科の楽し

平成25年度の調査から、6年連続で「機器の不足」が最も困っていると回答

1 教科書掲載の実験を行うために、重点設備機器の充実を推進しましょう

小学校では平成23年・中学校では平成24年・高等学校では平成25年から実施された新学習指導要領で、優先的に整備してほしいと掲示された重点設備を中心に理科観察・実験機器の整備を推進しましょう。

観察・実験機器の整備充足率

品目	小学校	中学校	高等学校
重点品目	67.4%	45.1%	23.0%
重点品目以外	27.7%	15.7%	9.6%
設備品総額(重点品目と重点品目以外の計)	48.6%	41.4%	14.7%
少額設備品	38.7%	26.4%	12.4%

教育現場の声



- 実験機器が古くて使えない
- 一度に同じ機器を一括で揃える予算がつかない
- 実験機器の故障が多くて使えない
- 予算が乏しく、毎年買い足ししているのに、同じ機器が揃わず指導しにくい
- 顕微鏡の種類がバラバラで指導しにくい

2 理科の授業は理科室で行いましょう

観察実験が十分に行える場所を確保しましょう。

理科実験が十分にできる理科室は足りていますか

	小学校	中学校	高等学校
理科室が不足している	21.1%	27.4%	18.7%

普段理科室で授業を行っていますか

	小学校	中学校
ほぼ理科室で授業を行っている	38.4%	59.9%

※ 観察・実験にかかわらず理科の授業は理科室で行ってください。普通教室で行う授業よりも、観察・実験機器に囲まれた環境で行う理科の授業は、児童・生徒達の理科への興味・関心を、より一層高めるものと考えます。

3 使えない機器は廃棄し、使用できる機器をそろえましょう

使えない実験機器・とても古い実験機器が理科室にありませんか。顕微鏡・電源装置など、一括で整備することが望ましい機器は、大きな金額になるので、翌年に備え早い時期に予算要求しましょう。

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校	高等学校
使用できない生物顕微鏡	8.7%	17.1%	17.2%

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校	高等学校
使用できない電源装置	7.0%	15.2%	10.7%

生物顕微鏡を購入した時期

	小学校	中学校	高等学校
昨年～10年前	42.3%	42.9%	36.3%
10～20年前	27.4%	37.3%	34.6%
20年以上前	30.2%	19.8%	29.1%

電源装置を購入した時期

	小学校	中学校	高等学校
昨年～10年前	54.7%	42.1%	36.9%
10～20年前	24.9%	34.3%	26.0%
20年以上前	20.5%	23.5%	37.1%

古い実験機器は、火災や思わぬ事故の原因となります。安全な理科実験環境に留意しましょう。また、廃棄手続きを忘れずに行いましょう。

足数が少ないと『主体的・対話的で深い学び』の理科教育が困難です。

とを体験できる理科教育環境を整備してください

ただいています。

※平成30年度全国小・中・高等学校観察・実験機器充足調査結果より

消耗品もしっかり確保しましょう

観察・実験授業を円滑に行うには、消耗品を常時用意しておく必要があります。消耗品費もまだまだ不足していますので、忘れずに予算要求しましょう。

	小学校	中学校	高等学校
消耗品が不足している	57.4%	72.6%	71.2%
一クラスあたり平均予算	8,779円	11,174円	17,418円
一人あたり平均予算	294円	354円	487円

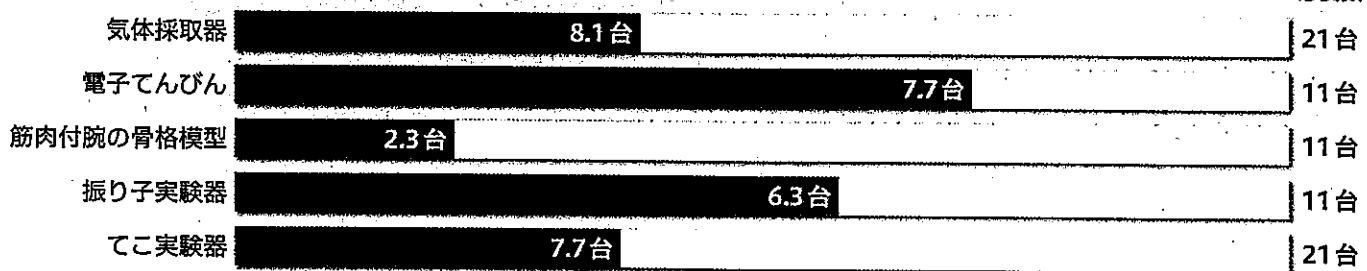
代表的な理科設備品整備状況の調査結果

●小学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

平均保有数(29年度)

必要数

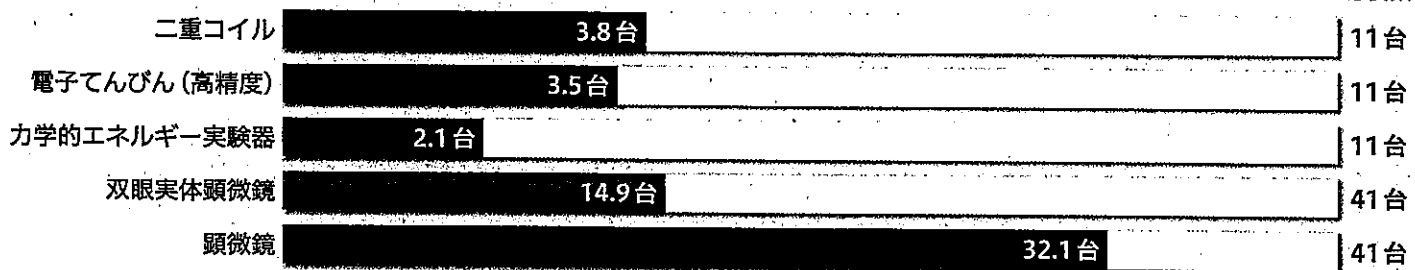


●中学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

平均保有数(29年度)

必要数

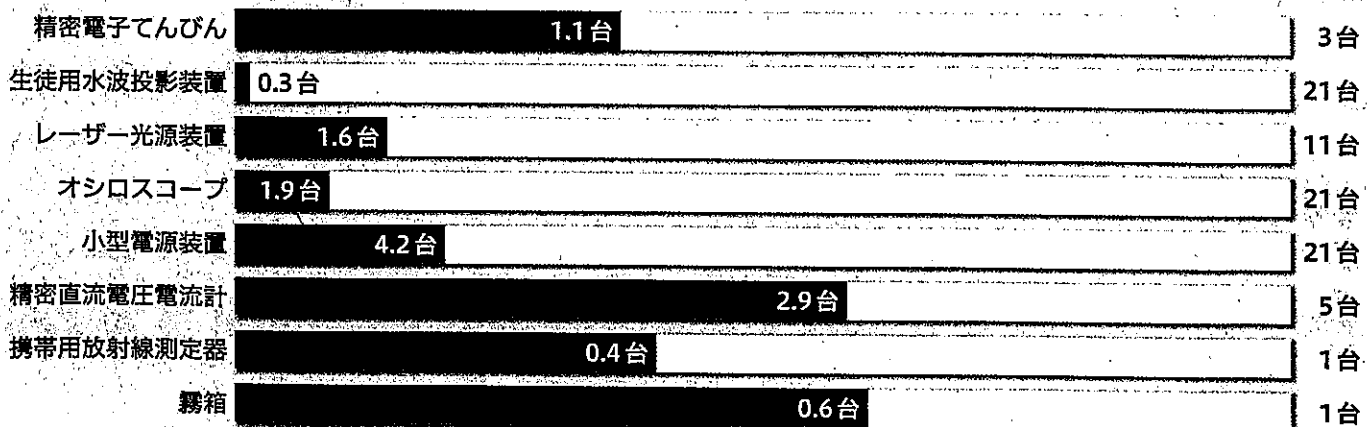


●高等学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

平均保有数(29年度)

必要数



2018年(平成30年)9月19日

亀岡市議会議長 殿

地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書について

京都弁護士会
会長 浅野 則

当会は、2018年8月22日、「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」を発出いたしましたので、添付のとおり、ご送付させていただきます。

本意見書は、地方消費者行政の推進に重要となる国から地方公共団体への交付金が、大きく減額されることとなり、本来であればより一層の拡充が求められるはずの相談体制や消費者教育・啓発活動が縮小・減退の道をたどる事態となったため、国に対して下記の措置を求めるべく発出したものです。

1. 2018年度(平成30年度)の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体の消費者行政に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、同年度本予算で確保できなかった交付金額について、補正予算で手当てすべきこと
2. 2019年度(平成31年度)の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも2017年度(平成29年度)と同水準で確保すべきこと
3. 地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報を受け、P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録したり、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行ったりすることの効果が、地域の消費者のみならず、国の消費者政策の推進にもつながることを踏まえ、その費用について国の恒久的な財政措置を講じるべきこと

消費者被害の被害者となりやすい高齢者や学生等の多い京都において、国からの交付金の減額によって、消費者行政が後退すれば、多くの被害者が生まれ、救済されない事態となることは必至です。これに対しては地方公共団体自身が声を上げていく必要があるものです。

つきましては、貴会におかれましても、地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める同趣旨の意見書を地方自治法第99条の規定により国にご提出していただきたく、ご検討のほどお願い申し上げます。

【送付書類】

- ・地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書(京都弁護士会)
- (参考資料)
- ・地方消費者行政に対する交付金予算額の推移
- ・地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書(大阪府議会)
- ・地方消費者行政に対する交付金等による財政支援の継続・拡充を求める意見書(神戸市会)

2018年(平成30年)8月22日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	福井照殿
消費者庁長官	岡村和美殿
消費者委員会委員長	高巖殿

京都弁護士会

会長 浅野 則 明

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

第1 意見の趣旨

- 1 国は、2018年度(平成30年度)の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体の消費者行政に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、同年度本予算で確保できなかった交付金額について、補正予算で手当てすべきである。
- 2 国は、2019年度(平成31年度)の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも2017年度(平成29年度)と同水準で確保すべきである。
- 3 国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報を受け、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録したり、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行ったりすることの効果は、地域の消費者のみならず、国の消費者政策の推進にもつながることを踏まえ、その費用について国の恒久的な財政措置を講じるべきである。

第2 意見の理由

1 消費者被害の現状

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数をみると、2017年(平成29年)は91.1万件となっており、前年と比べ1.9万件増加し、依然として高水準で推移している。また、2017年(平成29年)の1年間の消費者被害・トラブル額は、「既支払額(信用供与を含む)」ベースで約4.9兆円にもなっている。

他方、2016年度(平成28年度)の京都府(消費生活安全センター及び各広域振興局)の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は5,630件で、過去5年間6千件弱で推移し、市町村を含めた府内の消費相談窓口で受け付けた相談件数は約2万件弱で推移している。この

ように京都府下でも、消費者被害はなお減少しておらず、むしろ、高齢化及び情報通信技術の発達により、高齢者の被害やインターネットトラブル等で解決が困難な被害も増加しているような状況にある。

2 地方消費者行政の役割

国及び地方公共団体は、消費者の保護・救済を図るべく、いずれも消費者政策を推進する責務を負うものであるが、上記のような消費者被害の現状の中で、消費者行政の果たすべき役割は一層大きなものとなっている。

この点について、京都府では、複雑化・困難化する消費生活相談に対応し、その早期解決を図るため、府・市町村の職員・相談員と京都弁護士会の弁護士が連携し、法令解釈など専門的観点でのサポート体制を整え、特に困難な事案の処理については、必要に応じ弁護士を中心にしたあっせん会議を開催するなど、全国的にも先進的な取り組みを実施してきた。さらに、消費者の啓発・教育についても、京都府下で活発に活動している適格消費者団体その他の消費者団体と協同して実施し、消費者被害の予防・救済を実効的に図るとともに、これらの団体への多くの支援も行ってきたものである。

3 交付金の減額による地方消費者行政の縮小・減退

京都府下において、上記のような先進的な取り組みが進められ、地方消費者行政の役割が十分に果たされてきた背景には、2008年度（平成20年度）から開始された「地方消費者行政活性化基金」の交付措置がある。2014年度（平成26年度）からは「地方消費者行政推進交付金」に移行し、2015年度（平成27年度）及び2016年度（平成28年度）は50億円、2017年度（平成29年度）は42億円が予算計上（補正予算を含む。）されていた。

そして、国は、消費者基本計画（2015年（平成27年）3月24日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指した「地方消費者行政強化作戦」を推進するため、これまで交付金を通じて、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援する旨を表明しつつ、その政策目標の達成を地方公共団体へ促してきた。このような国の政策にも応じて、交付金によって財政面で支えられることにより、京都府その他の地方公共団体における消費者行政は積極的に推進されてきたのである。

ところが、このように地方消費者行政の推進に重要となっている交付金に関し、2018年度（平成30年度）、消費者庁は、地方消費者行政推進交付金30億円、新規の地方消費者行政強化交付金10億円の概算要求をしていたものの、予算案では、2つの交付金を合わせて24億円しか確保することができず、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となった。

この交付金減額という結果によって、これまで国と地方公共団体が共に実施してきたはずの消費者行政の推進政策は、突如として大きな方向転換を余儀なくされており、本来であればより一層の拡充が求められるはずの相談体制や消費者教育・啓発活動が、いずれ縮小・減退の道をたどることは必至である。

4 地方消費者行政と国の責務

地方消費者行政は、自治事務として位置づけられるが、そもそも消費者政策は、国と地方公共団体が共にこれを担い、推進していくべきものであり、地方公共団体の自主財源のみに委ねればよいというものではなく、国と地方公共団体の両者がその責務を果たすために、国による財政支援が必要となるのである。

また、消費生活相談情報を受け、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録したり、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行ったりする事務については、全国的な被害の予防、市場の公正確保など、国の消費者行政事務を地方で分担しているという側面も同時に有しているものであり、その費用については、国による恒久的な財政措置が図られるべきものである。

さらに、2018年（平成30年）6月13日に成立した「民法の一部を改正する法律」による成年年齢引下げとの関係でも、同法の附帯決議の中で「若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講じること」等が求められており、国の消費者行政推進という観点からも、地方消費者行政の果たす役割はますます大きくなっており、交付金を減額するどころか、予算措置の必要性は一層高まっているのである。

5 結論

以上のとおり、交付金が縮減され、財政的な支えを失うことにより京都府その他の地方公共団体による地方消費者行政が受ける影響は大きく、消費者保護のための各事業の減退は避けられないのであって、高止まりする消費者被害を予防・救済し、消費者が安心して生活できる地域づくりを行うため、京都府その他の地方公共団体がその役割を十分に果たすことができるようにするためにも、国は、意見の趣旨記載の措置を講じるべきである。

以上

地方消費者行政に対する交付金予算額の推移

【地方消費者行政活性化交付金】

都道府県に設置する消費者行政活性化のための基金の造成に必要な経費を交付し、消費者行政活性化に向けた地方公共団体の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

地方消費者行政活性化交付金により都道府県に基金を造成して地方公共団体を支援する、「集中育成・強化期間」

平成21年9月
消費者庁設立

- ・平成20年度 2次補正予算:150億円
- ・平成21年度 補正予算:80億円
- ・平成24年度 当初予算:5億円 + 補正予算:60.2億円
- ・平成25年度 当初予算:5億円 + 補正予算:15億円
- ・平成26年度 当初予算:30億円

※被災4県を対象にした復興特別会計については記載を省略している（以下同様）。

平成24年7月
「集中育成・強化期間」後における地方消費者行政の充実・強化に向けた取組の方向性として、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」

【地方消費者行政推進交付金】

平成29年度を新規事業の開始期限とし、事業メニューごとに活用期限（主に7年間）を設ける。単年度の交付金化（基金の繰り入れ不可）。

平成27年3月
地方消費者行政
強化作戦

- ・平成26年度 補正予算:20億円
- ・平成27年度 当初予算:30億円 + 補正予算:20億円
- ・平成28年度 当初予算:30億円 + 補正予算:20億円
- ・平成29年度 当初予算:30億円 + 補正予算:12億円

消費者基本計画を踏まえ、消費者庁として、地方消費者行政のための交付金を通じ、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援

平成30年度は？

《消費者庁による概算要求》

地方消費者行政推進交付金 30億円

+

地方消費者行政強化交付金 10億円

…従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援するもの

《平成30年度予算案》

地方消費者行政強化交付金 24億円 + 補正予算:??円

※地方消費者行政推進交付金は、地方消費者行政強化交付金に統合。

⇒ 強化事業と推進事業の二本立て

●地方消費者行政強化事業【補助率:1/2】

⇒ 対象事業は、国として取り組むべき重要消費者政策（SDGsへの対応等）や国の政策推進等への対応（ギャンブル等依存症対策やAV出演強要問題等）に限定。

●地方消費者行政推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）【補助率:定額】

⇒ 平成29年度までの事業を引き続き支援。しかし、交付額は減少へ。

前年度当初予算と比べ、
6億円の削減

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>憲法は、地方自治のあり方を定め、地方自治法によって地方公共団体の役割が定められている。地方自治は、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行することにその精神がある。</p> <p>市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関である議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との緊張ある関係を保ちながら、立場及び権能の違いを踏まえて、二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有している。</p> <p>議会の役割は、地方公共団体の事務執行に対する監視機能及び立法機能にあり、地方自治の本旨を実現するため、その機能を十分発揮しなければならない。</p> <p>今後さらに地方分権の加速、拡大が予想される中、地方議会もその果たすべき役割、重要性が増すことは明らかである。亀岡市議会では、議会としての役割を最大限に果たすため、自ら改革し活性化に努めてきた。</p> <p>亀岡市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公平性と透明性を保持するとともに、豊かな水と緑、先人が作り上げてきた悠久の歴史・伝統・文化を次代に引き継ぎ、市民参加と協働のもと、光り輝く未来につながるまちづくりを推進し、市民福祉の<u>向上</u>に全力を尽くすことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に</p>	<p>憲法は、地方自治のあり方を定め、地方自治法によって地方公共団体の役割が定められている。地方自治は、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行することにその精神がある。</p> <p>市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関である議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との緊張ある関係を保ちながら、立場及び権能の違いを踏まえて、二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有している。</p> <p>議会の役割は、地方公共団体の事務執行に対する監視機能及び立法機能にあり、地方自治の本旨を実現するため、その機能を十分発揮しなければならない。</p> <p>今後さらに地方分権の加速、拡大が予想される中、地方議会もその果たすべき役割、重要性が増すことは明らかである。亀岡市議会では、議会としての役割を最大限に果たすため、自ら改革し活性化に努めてきた。</p> <p>亀岡市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公平性と透明性を保持するとともに、豊かな水と緑、先人が作り上げてきた悠久の歴史・伝統・文化を次代に引き継ぎ、市民参加と協働のもと、光り輝く未来につながるまちづくりを推進し、市民福祉の増進に全力を尽くすことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に</p>

応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(議会報告会等)

第7条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。

2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

(政策執行に対する議会の評価)

第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

(議会報告会等)

第7条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。

2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

(政策執行に対する議会の評価)

第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年亀岡市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の<u>向上</u>を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。</p>	<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の<u>増進</u>を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。</p>